

民間ADRの業務の認証制度について

1. ADRの意義

- 一般に、裁判によらずに紛争を解決する手段、方法等を総称
例：調停、あっせん、仲裁 等
- Alternative Dispute Resolution の頭文字をとって、「ADR（エー・ディー・アール）」と呼称される。

2. ADRの特徴

- 利用者の自主性を活かした解決
- プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決
- 簡易・迅速で廉価な解決
- 多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決
- 法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決等々

3. ADRの主体

